

Google の AI 概要 (AI Overviews) に関する ミュンヘン第一地方裁判所判決の内容と影響

虚偽の企業評判表示と生成 AI 検索の法的責任

ChatGPT-5.5 Pro

2026 年 6 月 20 日

本稿の位置づけ

- 本稿は、公開資料および報道に基づく一般的な法務・政策向け解説であり、個別事案に関する法律意見ではない。
- 本件判断はまだ確定していない。Google は控訴する方針だと報じられている。
- 公開用の表現として、「Google の自社コンテンツ」ではなく「Google に帰責される独自の表示内容」という表現に統一した。

要旨

- ミュンヘン第一地方裁判所 (Landgericht München I) 第 26 民事部は、Google 検索の「Übersicht mit KI (AI Overview/AI による概要)」における特定の企業評判表示について、出版社 2 社による仮処分申立てを認め、差止めを命じた。事件番号は 26 O 869/26、判決日は 2026 年 5 月 28 日である。
- 裁判所は、AI 概要を通常の検索結果やスニペットの機械的表示ではなく、検索結果を Google が独自に構造化・要約・評価して提示した、Google に帰責される独自の表示内容と評価した。
- 争点となった表示は、出版社を詐欺的手口、不誠実な事業慣行、いわゆる定期購入トラブル等と結びつける趣旨のものであり、企業人格権を侵害する虚偽表示と評価された。
- 利用者がリンク先で検証できること、また AI 情報を盲信すべきでないという一般論は、自己完結的に読める AI 概要の責任を免れさせないとされた。
- DSA や AI Act は、少なくとも本件の民事差止めとの関係では、BGB 上の差止請求を排除するものではない。
- 実務上は、生成 AI 検索・AI 回答サービスにおいて、命題単位の出典整合性、表示抑制、苦情処理、ログ監査、訂正・削除対応がより重要になる。

1. 事案の概要

裁判所	ミュンヘン第一地方裁判所 (Landgericht München I) 第 26 民事部。プレスリリース上、同部は報道法・表現法を扱う部とされている。
事件番号・判決日	LG München I, Endurteil v. 28.05.2026 - 26 O 869/26。
手続	出版社 2 社による仮処分申立て。Google 検索の「Übersicht mit KI」における特定表示の差止めが問題となった。
原告	ミュンヘン所在の出版社 2 社。判決本文では、一社は「GeraMond」名義で技術・歴史分野の書籍・雑誌を発行する企業とされる。
被告	google.de 上で検索サービスを運営し、生成 AI を用いて「Übersicht mit KI」を表示する事業者。
判断の結論	特定の AI 概要表示について、企業人格権侵害を理由に差止めを認めた。
確定性	裁判所プレスリリースは「決定は確定していない」と明記している。Google は控訴する方針だと報じられている。

本件で問題となったのは、Google 検索において通常のリンク一覧とは別に表示される、生成 AI による短い回答形式の概要である。Google 公式ヘルプは AI Overviews を「AI-generated snapshot」と説明し、主要情報と追加確認用リンクを示す機能と位置づけている一方、AI 応答には誤りが含まれ得ることも明記している。[3]

ミュンヘン第一地方裁判所のプレスリリースによれば、AI 概要は、検索語の入力後にアルゴリズムで関連性順に表示される通常検索結果に加え、生成 AI により代表的な結果を要約・表示する補助的な検索結果形式である。本件の出版社らは、この AI 生成テキストが、自社を詐欺の手口や不誠実な事業慣行と不当に結びつけたとして差止めを求めた。[1]

2. 判決の核心：AI 概要は「リンク列挙」ではなく、帰責可能な独自表示内容である

本判決の中心は、AI 概要を従来型の検索結果、リンク、スニペットと同視しなかった点にある。裁判所は、問題の AI 概要について、単なる検索結果の表示またはリンクではなく、Google に帰責される内容であると判断した。理由は、AI 概要が検索結果を自らの言葉で要約し、評価し、構造化して提示するため、リンク先の個別ページを超える独立した意味内容を作り出しているからである。[1][2]

特に重要なのは、AI 概要が、利用者に対して冒頭で断定的に答える形式をとり、第三者ページ上には存在しない意味連関を作り、場合によっては独自の見出しや行動助言を伴って提示される点である。このような形式では、利用者は AI 概要を単なる索引としてではなく、Google 検索が提示する自己完結的な回答として読む可能性が高い。

したがって、本文では「Google の自社コンテンツ」という表現は避ける。より精密には、「Google が自己のものとして表示した内容」、「Google に帰責可能な固有の表示内容」または「Google に帰責される独自の表示内容」と整理するのが適切である。

3. 虚偽表示・企業人格権侵害の構成

裁判所は、ドイツ法上の表現法・人格権保護が企業人格権にも及び得ることを前提に、出版社らが AI 概要中で名指しされ、明確に識別可能であったことから、直接の影響を受ける主体であると評価した。問題の表示は、出版社らを詐欺の手口、不誠実な事業慣行、定期購入トラブル、支払済みデジタルコンテンツの未提供等と結びつける趣旨であり、企業の社会的評価を低下させる内容であった。[1][2]

ここで重要なのは、元ページのどこかに断片的な語句が存在したか否かではなく、AI 概要がどのような「命題」として利用者に読まれるかである。複数の検索結果や第三者サイトの断片が統合される過程で、元資料には存在しない因果関係・同一視・評価が生成される場合、その新たな意味内容自体が違法表示になり得る。

4. Google 側の抗弁と裁判所の整理

4.1 「検索結果を表示しただけ」ではない

Google 側は、検索エンジン事業者として第三者情報を表示しているにすぎず、データ処理や第三者情報の内容について自ら責任を負わない、または第三者情報を自己のものとしていないと主張したとされる。しかし裁判所は、AI 概要が検索結果を単に並べるものではなく、Google 側が検索結果を独自に要約・評価し、自己完結的な表現として提示するものである点を重視した。[1]

4.2 利用者がリンク先で検証できることは免責理由にならない

AI 概要には関連リンクが付されることがある。しかし、利用者がリンク先を開いて検証できるという可能性だけでは、AI 概要に含まれる虚偽の企業評判表示の責任は消えない。裁判所の発想は、AI 概要

が単なる導線ではなく、本文だけで完結して読める表示である以上、その表示自体が正確でなければならないというものである。

4.3 「AI は誤り得る」という一般的注意書きも十分ではない

Google 公式資料は、AI Overviews が誤り得ることを利用者に説明し、重要情報は複数の場所で確認するよう促している。[3] しかし、本件判断の方向性からすれば、一般的な注意書きやディスクレーマーは、具体的な虚偽表示が企業の評判を害する場面で当然に責任を免れさせるものではない。特に、企業名と不正・詐欺・未提供等の否定的評価が結びつく場合、表示そのものの危険性が高い。

5. DSA・GDPR・AI Act との関係

5.1 DSA : Art. 6(1) と Art. 6(4) を分けて見る必要がある

DSA については、Art. 6(1)のホスティング免責と、Art. 6(4)の差止命令の留保を分けて整理する必要がある。Art. 6(1)は、利用者の求めに応じて保存された情報について、一定条件の下でホスティング事業者の責任を免除する規定である。他方、Art. 6(4)は、加盟国法に基づき司法・行政機関がサービス提供者に侵害の停止・防止を命じる可能性を妨げないと定めている。[5]

本件 AI 概要は、利用者が提供した情報を単に保存・媒介するホスティングや、従来型の検索結果表示にとどまらず、Google に帰責される独自の表示内容と評価された。そのため、Art. 6(1)のホスティング免責や、検索エンジンに関する従来型の notice-and-takedown 的な限定責任論に退くものではない、という整理が妥当である。また、Art. 6(4)に照らしても、民事上の差止めは DSA によって当然に排除されない。

5.2 GDPR : 本件の主軸はデータ保護ではなく、表示内容の帰責性である

Google 側は、データ処理について自ら責任を負わない旨も主張したとされる。しかし、本件の中核は、個人データ処理の適法性ではなく、生成 AI 検索が作成・提示した表示内容が企業の社会的評価を侵害するか、またその表示を Google に帰責できるかである。したがって、GDPR 上の管理者性やデータ保護法上の救済だけでなく、人格権・名誉・企業評判に関する民事差止めの観点からリスクを把握する必要がある。

5.3 AI Act : 既存の民事救済を排除するものではない

AI Act については、時間的適用可能性にも留意が必要であるが、少なくとも本件の民事差止めとの関係では、AI Act 上の市場監督当局への苦情制度等は、EU 法・加盟国法上の既存救済を害するものではない。AI Act Art. 85 は、他の行政上・司法上の救済を害することなく、市場監督当局への苦情申立てを認める規定である。[6] したがって、AI Act の存在を理由に、BGB 上の差止請求が当然に排除されるとはいえない。

6. Google 公式資料との整合性

Google は AI Overviews を、複数ソースを横断して主要情報を短くまとめ、さらに掘り下げるためのリンクを付す「AI 生成スナップショット」と説明している。また、AI Overviews は Google 検索の中核的機能の一つであり、ユーザー側で完全にオフにする機能ではないとも説明されている。[3]

他方、Google は、AI 応答には誤りが含まれ得ること、AI Overviews が不正確または不適切な情報を提示し得ることも認めている。2024 年 5 月の Google 公式ブログは、風刺・掲示板投稿・情報空白・言語解釈ミス等により、AI Overviews が不正確または有用でない表示を出した事例を説明し、十数件の技術改善を行ったと述べている。[4]

この点は本件判決と矛盾しない。Google が AI 概要の改善や出典リンクの表示を行っているとしても、個別の表示が虚偽の企業評判表示を作り出す場合には、当該表示自体の正確性・帰責性・救済可能性が問題となる。

7. 英国 CMA の動向と国際的波及

本件判決は、検索事業者の生成 AI 回答責任をめぐる欧州の規制・執行動向と同じ方向を向いている。英国 CMA は 2026 年 6 月 3 日、Google に対し、出版社が自社コンテンツを AI Overviews や AI Mode 等の生成 AI 検索機能に使わせないための実効的な手段を提供すること、AI 生成検索結果において明確な帰属表示・リンクを行うこと等を求めたと報じられている。[8]

さらに 2026 年 6 月 17 日、CMA は、AI Overviews を含む検索ランキングについて、客観的・非差別的基準、ランキング透明性、苦情処理導線等を求める追加措置を発表したと報じられている。[9] これは、AI 検索の問題が、誤情報・名誉毀損だけでなく、出版社コンテンツの利用、検索順位の透明性、苦情処理、競争政策の問題としても扱われ始めていることを示す。

したがって、本件判決の射程はドイツの一仮処分事件にとどまるとしても、生成 AI 検索について「誰が回答内容に責任を負うのか」「出典との整合性をどう担保するのか」「被害者はどの導線で救済を得られるのか」という共通課題を浮き彫りにしている。

8. 実務への影響

8.1 生成 AI 検索・AI 回答サービス事業者

- ・命題単位の出典整合性：回答全体の雰囲気ではなく、企業名、違法行為、未提供、不正、詐欺、健康・安全等のリスク語と結びつく各命題について、出典ページに実際に根拠があるかを検証する必要がある。
- ・高リスククエリ制御：企業名と「詐欺」「返金」「未提供」「不正」「評判」等が組み合わさるクエリでは、AI 概要の表示抑制、人手確認、より保守的な回答生成が望ましい。
- ・出典表示の設計：単にリンクを並べるだけでなく、どの命題がどの出典に基づくのかを明確にする設計が、法的リスク低減につながる。
- ・苦情処理と是正：名誉・評判被害に関する通報導線、迅速な削除・訂正、再発防止、判断理由の記録を整備すべきである。
- ・ログ監査：問題表示の再現性、生成時点の参照ソース、モデル・プロンプト・ランキング情報、出力後の修正履歴を監査可能にする必要がある。

8.2 企業・出版社・権利者側

- ・ブランド名と高リスク語の組合せを定期的に監視し、AI 概要、AI Mode、検索スニペット、ナレッジパネル等の表示を証拠化する。
- ・虚偽表示を発見した場合、検索日時、国・言語設定、検索語、表示画面、リンク先、当該表示が虚偽である根拠資料を保存する。
- ・プラットフォームの通報導線を利用しつつ、企業人格権・名誉・不正競争・消費者誤認等の法的構成を整理して通知する。
- ・出版社は、AI 検索での利用可否、帰属表示、トラフィックへの影響、ライセンス交渉を含むコンテンツ戦略を見直す。

8.3 日本企業にとっての示唆

本判決はドイツ法上の仮処分判断であり、日本法に直接の拘束力を持つものではない。しかし、日本企業が欧州市場で事業を行い、EU 域内の検索結果・AI 検索結果で虚偽の企業評判表示を受ける場合、

差止め・削除・訂正を求める際の重要な参照事例となり得る。また、日本国内でも、生成 AI 検索や AI エージェントが企業評判表示を作る場面では、名誉毀損、信用毀損、不正競争、消費者誤認表示、プラットフォーム責任の議論に影響を与える可能性がある。

9. 実務対応チェックリスト

領域	確認事項	推奨対応
表示設計	AI 概要が通常検索結果・広告・第三者引用と区別されているか。	AI 生成であること、出典、検証導線を明確化する。
出典整合性	企業名と否定的評価を結びつける命題が、出典ページに直接根拠を持つか。	命題単位で根拠 URL・根拠箇所を紐づける。
高リスク語	詐欺、違法、不正、返金不能、未提供等の語と企業名が結びつく出力をどう扱うか。	表示抑制、人手確認、限定的回答、警告表示を組み合わせる。
苦情処理	被害企業が容易に通報し、迅速に是正を求められるか。	専用フォーム、SLA、法務エスカレーションを整える。
監査可能性	問題表示の生成経緯を後から検証できるか。	検索語、表示日時、モデル、参照ソース、出力を保存する。
再発防止	削除後に同種表示が再生成されない仕組みがあるか。	クエリ・エンティティ単位の抑制リストと回帰テストを実施する。
コンテンツ利用	出版社・権利者のコンテンツ利用条件と AI 検索利用が整合しているか。	オプトアウト、帰属表示、ライセンス交渉の体制を整備する。

10. 評価

本判決の意義は、AI Overview を、検索インデックスやリンク集ではなく、検索事業者が生成・構造化・提示する独自の意味内容として捉えた点にある。これにより、生成 AI 検索において虚偽の企業評判表示が生じた場合、事業者は「第三者情報を自動的に表示しただけ」という抗弁だけでは足りず、出力内容の正確性、出典との整合性、訂正・削除対応、監査可能性を含む運用責任を問われ得る。

もっとも、本件はミュンヘン第一地方裁判所の仮処分判断であり、まだ確定していない。したがって、EU 全域で直ちに同一の法理が確立したとまではいえない。しかし、DSA、AI Act、英国 CMA の検索・AI 検索規制の動向と合わせて見ると、生成 AI 検索は、従来の検索エンジン責任論から、生成された回答内容そのものの説明責任・帰責性・救済可能性を問う段階に移行しつつある。

実務的には、AI 検索・AI 回答サービスの設計者にとって、もはや「リンクを付けたから安全」「AI は誤ると書いたから安全」では足りない。企業名、人物名、違法行為、信用毀損的評価を含む高リスク出力では、生成前の抑制、生成時の根拠確認、生成後の救済導線を一体として設計することが求められる。

参考資料

一次資料

- [1] Landgericht München I, Pressemitteilung 13/26 vom 12.06.2026, "Verantwortung für KI-generierte Übersichtsaussagen". <https://www.justiz.bayern.de/gerichte-und-behoerden/landgericht/muenchen-1/presse/2026/13.php>
- [2] LG München I, Endurteil vom 28.05.2026 - 26 O 869/26 (Bayern.Recht 掲載判決本文。法的引用として記載)。
- [3] Google Search Help, "Find information in faster & easier ways with AI Overviews in Google Search". <https://support.google.com/websearch/answer/14901683>
- [4] Elizabeth Reid, Google The Keyword, "AI Overviews: About last week", 30 May 2024. <https://blog.google/products-and-platforms/products/search/ai-overviews-update-may-2024/>
- [5] Regulation (EU) 2022/2065, Digital Services Act, Art. 6(1), Art. 6(4). <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32022R2065>
- [6] Regulation (EU) 2024/1689, Artificial Intelligence Act, Art. 85. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj/eng>

報道資料

- [7] Reuters, "Google to challenge German ruling saying it is liable for AI-generated false claims", 12 June 2026. <https://www.reuters.com/world/google-appeal-german-court-ruling-assigning-liability-ai-overviews-false-claims-2026-06-12/>

[8] AP News, "UK orders Google to allow publishers to opt out of AI scraping for search summaries", 3 June 2026.
<https://apnews.com/article/ce2016a4519fbe234799e009bac8f120>

[9] Reuters, "UK orders Google to improve search transparency to boost competition", 17 June 2026.
<https://www.reuters.com/world/uk-regulator-sets-out-conduct-requirements-googles-search-services-2026-06-17/>